長野県ひとり親家庭公正証書等作成経費補助金交付要綱

制定 令和4年10月25日

(趣旨)

第1 この要綱は、養育費の取決めを行うひとり親に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費について、長野県ひとり親家庭公正証書等作成経費補助金を交付することにより、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。その交付については、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

- 第2 補助金の交付を受けることができる者は、交付申請時点で長野県内の町村に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者をいう。)であって、次の要件の全てを満たす者(以下「対象者」という。)とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たない者をいう。
 - (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者 (ただし、児童扶養手 当法施行令 (昭和 36 年政令第 405 号) 第 6 条の 7 の規定は適用しない。)
 - (2) 養育費の取決めに係る経費を負担した者
 - (3) 養育費の取決めに係る公正証書等(強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、裁判上の和解調書、調停調書、家事審判調書等債務名義としての効力を有するものをいう。以下同じ。)を有している者
 - (4) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
 - (5) 養育費の取決めに関して他の自治体その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等の交付を受けていない者

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第3 補助金の対象経費は、養育費の取決めに要する経費のうち、公証人手数料令(平成5年 政令第224号)に定める公証人が受ける手数料、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する 収入印紙代、戸籍謄本等添付書類の取得費用とする。
 - 2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の実費とし、対象者一人当たり 20,000 円を上限とする。

(交付申請及び実績報告)

- 第4 対象者が補助金の交付申請をするときは、公正証書等を作成した日(令和4年4月1日 以後の日に限る。)の翌日から6か月以内に、長野県ひとり親家庭公正証書等作成経費補助金 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の書類を添付して、知事に提出しなければなら ない。
 - (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
 - (2) 世帯全員の住民票の写し
 - (3) 申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数等についての町村長の証明書
 - (4) 補助対象となる経費の領収書等(申請者がクレジットカードの利用等によりクレジッ

ト会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジットカード契約証明書)の写し

- (5) 養育費の取決めをした公正証書等の写し
- (6) その他知事が必要と認めるもの
- 2 知事は、前項に規定する交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、 交付が適当と認められる場合は、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知する ものとする。

(交付請求)

第5 対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、長野県ひとり親家庭公正証書等作成経費補助金請求書(様式第2号)を、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。
- 2 令和4年度に限り、令和4年4月1日から要綱の制定日までの間に公正証書等を作成した 場合には、制定日の翌日から6か月以内に交付申請できるものとする。